

(証券コード 3139)
2025年2月7日



第27期 定時株主総会招集ご通知

■開催日時

2025年2月26日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時）

■場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違いのないようご来場ください。）

株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産をご用意しており
ません。

<目次>

第27期定時株主総会招集ご通知
（株主総会参考書類）

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員）
4名選任の件

事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告

株式会社ラクト・ジャパン

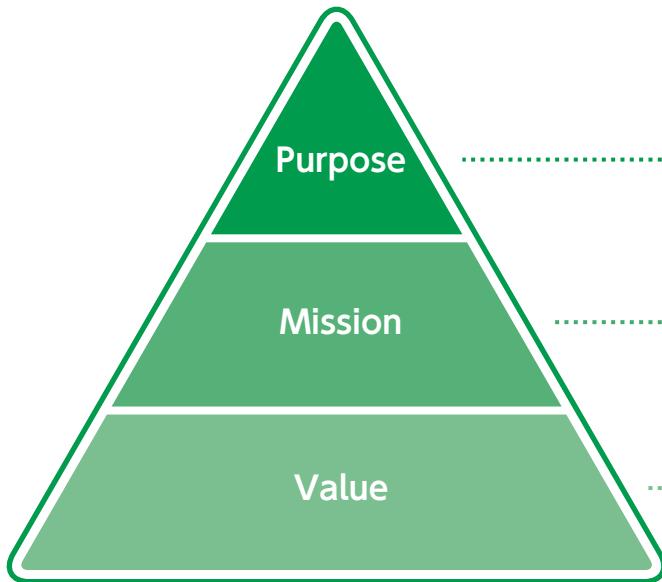
コーポレートブランド

“みらいを育む”

私たちは、自分たちのありたい姿を見つめ直し、
世界中の生活者が健康で、笑顔でいられる「みらい」を、
私たちと事業を通じて関わるすべてのステークホルダーの皆さまとともに
「育む」ことを目指しています。

その実現を推進するため、
経営理念とミッション・ビジョンを結びつける言葉として、
「みらいを育む」をコーポレートブランドとして策定しました。

経営理念



パーパス (ありたい姿)

世界を食で繋ぎ、人々を健康に、そして笑顔にする

ミッション (未来に向けた使命)

- 食の基盤である一次産業の未来に貢献する
- 乳製品の新たな需要を創造する
- ステークホルダーすべての豊かな生活を実現する

バリュー (大切にする価値観)

フェアであれ

株 主 各 位

証券コード 3139

2025年2月7日

(電子提供措置の開始日2025年2月3日)

東京都中央区日本橋二丁目11番2号

株式会社ラクト・ジャパン

代表取締役社長 小 島 新

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.lactojapan.com/ja/ir/stock/meeting.html>

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（ラクト・ジャパン）または証券コード（3139）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

郵送またはインターネット等により議決権を行使することができますので、いずれの場合も、2025年2月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませよう、お願い申し上げます。（3～4ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」を併せてご覧ください。）

敬 具

記

1 日 時	2025年2月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第27期（2023年12月1日から2024年11月30日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第27期（2023年12月1日から2024年11月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員）4名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下のいずれかの方法により行使いただくことができます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面（郵送）による議決権行使

行使期限

2025年2月25日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年2月25日（火曜日）
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
詳細につきましては次ページをご覧ください。

パソコン等によるご行使

行使期限

2025年2月25日（火曜日）
午後5時30分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次ページをご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2025年2月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

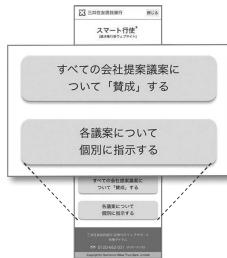
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

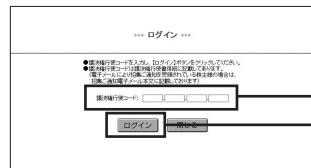
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：☎ 0120-652-031
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する適切な利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。

剰余金の配当につきましては、将来の成長に向けた事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向の向上に取り組んでおります。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の成長に向けた投資計画等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金31円を含め、前期実績と比較し32円増加の80円となります。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 49円 配当総額 487,958,807円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年2月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	
1	三浦元久	男性	取締役会長 経営全般、内部監査室・品質アセスメント室担当 指名・報酬諮問委員会委員	再任
2	小島新	男性	代表取締役社長	再任
3	分銅健二	男性	取締役副社長 社長補佐、管理部門・海外事業管掌、経営戦略部門 担当 兼 コーポレートスタッフ部門長	再任
4	阿部孝史	男性	取締役 アジア事業管掌 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長	再任
5	木幡智徳	男性	上席執行役員 営業管掌 兼 チーズ事業本部長	新任
6	池田泰弘	男性	社外取締役 指名・報酬諮問委員会委員	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 <p>みうら もとひさ 三浦 元久 (1954年9月25日)</p>	1978年4月 (株) 東食入社 1999年1月 当社入社 2006年5月 当社営業第一本部長 兼 乳原料第一チームリーダー 2007年4月 当社営業第一本部長 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 2008年6月 当社執行役員営業第一本部長 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 2011年2月 当社取締役 2017年2月 当社代表取締役社長 2024年12月 当社取締役会長（現任）	266,421株

■取締役候補者とした理由

候補者は、営業部門や海外現地法人の責任者として豊富な業務経験を有し、2011年からは取締役として、2017年からは代表取締役社長として当社の企業価値向上に貢献してきました。2024年12月からは取締役会長として、社長補佐および監督機能を担うとともに、当社の持続的な成長の基盤となるガバナンスの強化に取り組んでおり、豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 <p>こじま しん 小島 新 (1970年5月9日)</p>	1994年4月 (株) 東食入社 1999年3月 当社入社 2014年4月 当社乳原料第一本部長 2016年4月 当社執行役員乳原料第一本部長 2016年9月 当社執行役員 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 2020年3月 当社上席執行役員 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 2021年2月 当社取締役 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 2021年12月 当社取締役 2024年12月 当社代表取締役社長（現任）	174,195株

■取締役候補者とした理由

候補者は、長年乳製品原料の営業に携わっており、2016年からはアジア事業部門の責任者として、2021年からは取締役として国内営業部門および新規事業部門を管掌し、営業部門全般をけん引してまいりました。2024年12月に代表取締役社長に就任し、当社における豊富な業務経験と経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に関する知見を有していることから、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 <p>ぶんどう けんじ 分銅 健二 (1969年11月3日)</p>	<p>1992年4月 (株) 東食入社 2003年8月 当社入社 2016年4月 当社コーポレートスタッフ部門副部門長 兼 人事総務部長 兼 IR部長 2018年4月 当社執行役員コーポレートスタッフ部門副部門長 兼 人事総務部長 兼 IR広報部長 2021年2月 当社上席執行役員コーポレートスタッフ部門長 兼 人事総務部長 2021年12月 当社上席執行役員コーポレートスタッフ部門長 2023年2月 当社取締役 2024年2月 当社取締役副社長 (現任)</p>	35,450株

■取締役候補者とした理由

候補者は、管理部門を統括し、経理・財務をはじめとした人事やIRなどの管理部門業務全般に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。その経験と見識は、当社グループの管理・運営に寄与するとともに、当社の重要な業務執行の決定ならびに監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	 <p>あべ たかし 阿部 孝史 (1967年5月31日)</p>	<p>1991年4月 (株) 東食入社 1998年12月 当社入社 2013年4月 当社チーズ事業本部長 2016年4月 当社執行役員チーズ事業本部長 2018年4月 当社執行役員営業部門統括 2020年3月 当社上席執行役員営業部門統括 2020年4月 当社上席執行役員営業部門統括 兼 事業開発本部長 2021年2月 当社取締役 2021年12月 当社取締役 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長 (現任)</p>	126,795株

■取締役候補者とした理由

候補者は、長年乳製品原料の営業に携わっており、国内営業部門の責任者としての経験や、現在はアジア事業部門の責任者として、商社および製造事業を運営しております。同氏は国内外における営業活動や製造事業の運営に関する豊富な業務経験があり、当社グループの管理・運営に関する知見を有していることから、取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	 <p>こはた ともりの 木幡 智徳 (1969年5月18日)</p>	1994年4月 (株)東食入社 2001年10月 当社入社 2016年9月 当社乳原料第一本部長 2020年3月 当社執行役員乳原料第一本部長 2021年2月 当社上席執行役員乳原料第一本部長 2023年3月 当社上席執行役員チーズ事業本部長 (現任)	69,600株

■取締役候補者とした理由

候補者は、長年乳製品原料の営業に従事し、ラクトヨーロッパ社長、執行役員乳原料第一本部長、上席執行役員チーズ事業本部長等の要職を経て、現在は上席執行役員営業管掌兼チーズ事業本部長として、国内営業全般の事業活動を統括・推進しております。同氏は、国内外における営業活動に関する豊富な業務経験があり、当社グループの管理・運營業務に関する知見を有していることから、新たに取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外 独立	 <p>いけだ やすひろ 池田 泰弘 (1956年8月18日)</p>	1979年4月 日本冷蔵 (株) (現 (株)ニチレイ) 入社 2007年4月 (株)ニチレイフーズ執行役員 商品本部長 兼 マーケティング部長 兼 営業本部副本部長 2010年4月 同社常務執行役員 研究開発部担当 商品本部長 兼 商品第一部長 2011年6月 同社代表取締役社長執行役員 (株)ニチレイ取締役 兼 執行役員 (株)ニチレイフレッシュ取締役 (株)ニチレイフーズ取締役会長 2017年4月 同社顧問 2021年6月 伊藤忠テクノソリューションズ (株) 社外取締役 (現任) 2022年6月 当社社外取締役 (現任) 2023年2月 当社社外取締役 (現任) 2024年7月 (株)ニチレイフーズ特別顧問 (現任)	—

■社外取締役候補者とした理由および期待する役割

候補者は、長年にわたる食品業界における経営者としての経験や食品製造業における消費者向けビジネスを含む研究開発、生産、販売など幅広い経験や知識を有しております。その経験と見識を活かし、当社経営に対する監督機能の強化や経営全般に係る有益な助言をいただいております。社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 池田 泰弘氏は社外取締役候補者であります。
3. 池田 泰弘氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は池田 泰弘氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の選任が原案どおり承認された場合には同様の契約を継続する予定であります。
5. 池田 泰弘氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
6. 当社は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社は除きます）。当該保険契約の内容は34ページに記載があります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員）4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		当社における地位および担当	
1	あべ きみあき 阿部 公昭	男性	取締役（監査等委員）	再任
2	さいとう ひろこ 齊藤 裕子	女性	顧問	新任 社外 独立
3	ほうが としお 寶賀 寿男	男性	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
4	ふじかわ ゆきこ 藤川 裕紀子 (戸籍上の氏名：小林 裕紀子)	女性	—	新任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">1</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	 <p style="text-align: center;">あべ きみあき 阿部 公昭 (1959年3月4日)</p>	<p>1981年4月 (株) 東食入社 2003年8月 当社入社 2011年4月 当社営業第一本部長 2015年4月 当社執行役員乳原料第二本部長 2016年3月 当社執行役員Lacto Europe B.V. 社長 2018年3月 当社執行役員海外事業室長 2020年3月 当社上席執行役員海外事業室長 2021年8月 当社上席執行役員経営戦略担当 2023年2月 当社取締役 監査等委員（現任）</p>	<p style="text-align: center;">24,000株</p>

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたり国内外における営業および営業関連業務に従事しており、当社事業に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。2023年2月からは監査等委員である取締役として、当社経営に関する業務執行の監査に取り組んでいただいております。当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値向上を目指すにあたり、引き続き監査等委員である取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold; color: green;">2</p> <p style="background-color: #006666; color: white; padding: 2px; text-align: center;">新任</p> <p style="background-color: #006666; color: white; padding: 2px; text-align: center;">社外</p> <p style="background-color: #006666; color: white; padding: 2px; text-align: center;">独立</p>	 <p style="text-align: center;">さいとう ひろこ 齊藤 裕子 (1961年12月29日)</p>	<p>1985年4月 ソニー（株）（現ソニーグループ（株））入社</p> <p>1997年8月 Sony Pictures Entertainment Inc., Corporate Communications, Director</p> <p>2001年10月 ソニー（株）（現ソニーグループ（株）） 広報センターコーポレート広報部課長</p> <p>2004年6月 同社ブランド戦略部統括課長</p> <p>2008年12月 同社ブランド戦略部担当部長</p> <p>2015年6月 ユニゾホールディングス（株）顧問</p> <p>2015年7月 同社執行役員</p> <p>ユニゾ不動産（株）取締役ビル営業第三部長</p> <p>ユニゾホールディングス（株）常務取締役 兼 常務執行役員</p> <p>2016年6月 個人事業主として開業（現任）</p> <p>2018年4月 （株）Ubicomホールディングス社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月</p> <p>2024年9月 当社顧問（現任）</p>	—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割

候補者は、長年グローバル企業において広報およびブランド戦略に関する業務に携わり、広報戦略およびマーケティング戦略、経営戦略に関する豊富な経験と見識を有しております。また、2015年からは不動産事業とホテル事業を傘下に持つ持株会社にて、執行役員や常務取締役等の要職を歴任しました。その経験と見識を活かし、専門的な観点から当社の経営に対する助言と監督を行っていただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任 社外 独立	 <p>ほうが としお 賀賀 寿男 (1946年4月17日)</p>	1969年7月 大蔵省（現財務省）入省 1989年6月 国税庁酒税課長 1992年6月 大蔵省（現財務省）理財局国有財産総括課長 1993年6月 富山県副知事 1995年7月 大蔵省（現財務省）理財局たばこ塩事業審議官 1996年7月 同省東京税関長 1997年7月 同省大臣官房審議官（関税局担当） 1998年7月 同省退官 1998年7月 中小企業信用保険公庫理事 1999年7月 中小企業総合事業団理事兼中小企業大学校長 2003年10月 弁護士登録・田辺総合法律事務所 2005年4月 同風会江東法律事務所（現任） 2019年2月 当社社外監査役 2021年2月 当社社外取締役 監査等委員（現任）	—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割

候補者は、過去に社外役員となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験や官公庁で長く勤務された経験など幅広い分野に関し深い知見を有しており、法律的な視点はもちろんのこと、様々な視点から業務執行の監査に取り組んでいただいております。当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の向上を目指すにあたり、引き続き監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任 社外 独立	 <p>ふじかわ ゆきこ 藤川 裕紀子 (戸籍上の氏名：小林 裕紀子) (1965年3月16日)</p>	1988年10月 中央新光監査法人入所（最終名称：みずほ監査法人） 1992年3月 公認会計士登録 1998年6月 金融監督庁（現金融庁）検査部金融証券検査官 2000年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所所長（現任） 2004年12月 税理士登録 2012年1月 税理士法人会計実践研究所代表社員（現任） 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人監督役員（現任） 2020年6月 相鉄ホールディングス（株）社外取締役（現任）	—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待する役割

候補者は、公認会計士として長年活動を続けられ、かつ監査法人での経験も長く、企業の財務および会計に関する豊富な知見を有しております。また、2020年からは主に鉄道事業を傘下に持つ持株会社の社外取締役を務めており、その経験と見識を活かし、専門的な観点から当社の経営に対する助言と監督を行っていただけるものと判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 齊藤 裕子、寶賀 寿男および藤川 裕紀子の各氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は寶賀 寿男氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、同氏の選任が原案どおり承認された場合には継続する予定であります。
4. 当社は齊藤 裕子、藤川 裕紀子の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、両氏の選任が原案どおり承認された場合には締結する予定であります。
5. 監査等委員である社外取締役候補者の寶賀 寿男氏は現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって4年であります。
6. 寶賀 寿男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。
7. 齊藤 裕子、藤川 裕紀子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であり、原案どおり選任された場合には、独立役員になる予定であります。
8. 当社は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社は除きます）。当該保険契約の内容は34ページに記載があります。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

<ご参考>

当社は中長期的に乳製品をコアとする「グローバルに商社事業と製造事業を展開する複合型食品企業」を目指しており、取締役には各成長ステージにマッチしたスキルを備えた人材を配置してまいります。

現時点で、取締役会が備えるべきスキルと、各取締役のスキル対応関係について、下記3つの観点からスキル・マトリックスとして取り纏めました。

<適切に経営・事業をリードするための知見・経験>

企業経営・経営戦略	企業の経営・役員としての経験および経営戦略策定の知見・経験
グローバルビジネス	海外駐在を含むグローバルなビジネス経験
営業・マーケティング	商品の販売、マーケティングに関する知見・経験
製造・品質管理	乳業、食肉業界および製造事業における知見・経験

<適正な経営基盤を確立・維持するための知見・経験>

財務会計・ファイナンス	実務経験および専門性
法務・コンプライアンス	実務経験および専門性
人事・人材開発	実務経験および専門性
内部統制・ガバナンス	実務経験および専門性

<持続性を担保するための知見・経験>

ESG・サステナビリティ	健全性、透明性、持続的成長を実現するためのガバナンス知見
--------------	------------------------------

<スキル・マトリックス>

本総会後の新体制での記載となります。

	企業経営・ 経営戦略	グローバルビジネス	営業・ マーケティング	製造・ 品質管理	財務会計・ ファイナンス	法務・ コンプライアンス	人事・ 人材開発	内部統制・ ガバナンス	ESG・ サステナビ リティ
--	---------------	-----------	----------------	-------------	-----------------	-----------------	-------------	----------------	----------------------

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）

三浦 元久	●	●	●	●				●	●
小島 新	●	●	●	●				●	
分銅 健二	●				●	●	●	●	●
阿部 孝史	●	●	●	●				●	
木幡 智徳		●	●						
池田 泰弘※	●		●	●			●	●	

■監査等委員である取締役

阿部 公昭	●	●	●					●	
齊藤 裕子※	●	●	●					●	●
寶賀 寿男※	●				●	●		●	
藤川 裕紀子※					●			●	●

※社外取締役

<ご参考> 独立性の判断基準

取締役会は、独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(14)の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断することとする。また、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役の候補者として選定するものとする。

(1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者

・上記において「当社を主要な取引先とする者」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当社との取引において当社の支払額が当該会社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者

・上記において「当社の主要な取引先」とは、直近3事業年度のいずれかにおける当該会社に対する当社の売上高が当社の当該事業年度における連結売上高の2%以上を占める者をいう。

(3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

・上記において「多額の金銭」とは、当該金銭を得ている者が個人の場合には、過去3年間の平均で年間1,000万円以上、団体の場合には（当該団体の）過去3事業年度の平均で当社からの支払額が1,000万円、または当該団体の連結売上高の2%のいずれか高い額以上の金額をいう。

(4) 当社の会計監査人の代表社員または社員、または当社若しくは当社の子会社の監査を担当しているその他の会計専門家

(5) 当社の主要な株主またはその業務執行者

・上記において「主要な株主」とは、直接または間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいう。

(6) 当社が多額の寄付を行っている団体の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者

・上記において、「多額の寄付」とは、直近の3事業年度の平均で年間2,000万円を超える額の寄付をいう。

(7) 当社の主要借入先若しくはその親会社またはそれらの業務執行者

・上記において、当社の「主要借入先」とは、当社の借入額が連結総資産の2%を超える借入先をいう。

(8) 就任前10年間のいずれかの時期において、当社または当社の子会社の業務執行者であった者

(9) 当社から取締役を受け入れている会社の業務執行者

(10) 就任時点において上記(1)、(2)または(3)に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(11) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記(4)に該当していた者

(12) 就任時点において上記(6)に該当する団体が存在する場合に、就任前3年間のいずれかの時期において、当該団体に所属していた者

(13) 就任前3年間のいずれかの時期において、上記(5)または(7)のいずれかに該当していた者

(14) 次の(A)から(C)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者

(A) 上記（1）から（3）のいずれか、または（10）若しくは（11）に掲げる者。（ただし、（1）および（2）については、業務執行取締役、執行役および執行役員を重要な者とみなす。また、（10）については、団体に所属する者の場合、当該団体の社員およびパートナー、（11）については、社員、パートナーその他当社グループの監査を直接担当する会計専門家を重要な者とみなす。）ただし、当該者と当該近親者の関係性、当該近親者の適格、資質、経験等を総合的に考慮し、実質的にその独立性が担保されていると認められている場合には、この限りでない。

(B) 当社の子会社の業務執行者

(C) 就任前1年間のいずれかの時期において、上記(B)または当社の業務執行者に該当した者

* 1. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

* 2. 「近親者」とは二親等以内の親族をいう。

以 上

事業報告 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善を示すなか、外食や飲食関連を中心に個人消費が回復傾向にあり、また訪日外国人数が過去最多を更新するなどインバウンド需要の高まりにより緩やかな景気持ち直しの動きがありました。一方で、世界経済は、東欧・中東地域における紛争の長期化により原油・原材料価格等の高止まりや、わが国を含む主要国の政治情勢が大きく変化し、中国経済の低迷など先行き不透明な状況が継続しました。

国内の食品業界においては、業務用を中心に幅広い食品で需要回復傾向が強まったことに加え、原材料価格の高騰・人件費や物流費などの増加分を反映した値上げにより、多くの企業が好調な業績を上げましたが、物価上昇により消費者の購買意欲が低下傾向にあることから、先行きは予断を許さない状況となっております。当社の主要市場である国内乳業界は、国産脱脂粉乳の過剰在庫問題が解消傾向にあり適正な在庫水準に近づくなど、前向きな話題がある一方で、生産者側においては、エネルギー価格や飼料価格に加え、物流費や人件費などあらゆる面で生産コストが高騰し、酪農家の収益を圧迫する状況が続きました。

このような事業環境のもと、当社グループでは長期ビジョン「LACTO VISION 2032」の実現に一丸となって取り組み、その第一段階である、中期経営計画「NEXT-LJ 2025」で掲げている計数計画のうち、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の目標を一年前倒しで達成することができました。業務用を中心に回復した食品原料需要を背景に、すべての部門において販売数量が前期比で増加し、また乳製品原料および食肉製品の価格上昇や円安により販売価格も高水準が継続したため、売上高は期初の想定を上回り、前期比で増収となりました。利益面では、国内事業の乳原料・チーズ部門で利益率の高い商品の比率が増加したことや、アジア事業において乳原料販売部門、チーズ製造販売部門ともに販売数量が前期比で増加し、利益率も改善したことから前期比で大幅増益となりました。特に、チーズ製造販売部門において、前期まで国際相場の高騰の影響を受けていた原料チーズのコストが低下したことに加え、製造量増加による生産効率の改善の影響が顕著でした。

以上の結果、当連結会計年度（以下、当期）の売上高は1,709億7百万円（前期比7.9%増）、営業利益は44億55百万円（前期比39.9%増）、経常利益は43億20百万円（前期比51.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は31億46百万円（前期比53.6%増）となりました。

企業集団の事業部門別売上状況は次のとおりであります。

乳原料・チーズ

売上高
1,141.82億円
(前期比2.1%増)

乳原料販売において、乳製品原料の国際相場は供給面および物流面の不安定な状態が継続したことから、年間を通して高値で推移しました。特にバターやクリームなどの脂肪系乳原料は生産量減少が顕著だったことに加え、世界的な需要の高まりにより需給はひっ迫し、国際相場は大幅に上昇しました。

当社の主力商品である輸入乳製品原料は、国際相場の高騰に加え、円安の影響を受け高値で推移したにも関わらず、国産脱脂粉乳の過剰在庫の解消やアイスクリーム・菓子類など乳製品を原料とした食品の需要が回復傾向であることを捉えた当社の積極的な販売が功を奏し、引き合いが増加しました。また、近年需要の高まりが著しいプロテイン関連食品の原料販売も好調に推移したため、乳原料の販売数量は前期比で増加しました。

チーズ販売においては、世界的に需給バランスが安定していたことから、当期のチーズの国際相場は落ち着いた展開となりました。国内においては、円安による輸入価格の上昇や各種コストの高騰分を反映するためにチーズメーカーの多くが段階的に実施した最終製品の値上げの影響により、小売用チーズの需要は低迷しました。しかし、人流の回復や訪日外国人数の増加による外食向けやレジャー向けのチーズ消費は好調となり、当社は業務用を中心に販売数量を伸ばすことができました。

以上の結果、乳原料・チーズ部門の販売数量は、176,402トン（前期比5.4%増）となり、売上高は、1,141億82百万円（前期比2.1%増）となりました。



食肉食材

売上高
217.88億円
(前期比19.3%増)

食肉食材部門においては、食肉の国際相場が高騰したことや、円安基調であったことから内外価格差が縮小する局面が多く、国産原料にシフトするユーザーもいるなど厳しい事業環境となりました。

このような環境下、当部門においては調達力を駆使し、需要の高い商品を安定的にユーザーに供給できたことにより販売数量を増やすことができました。特に主要商品である豚肉関連では、米国の主要サプライヤーとの連携強化により、加工食品の原料となるフローズンポークや豚肉調製品を中心に物量を確保できたことが好調の一因となりました。

前年度の下期から本格的に取引を開始した鶏肉および鶏肉加工品については、年間を通じて販売数量増加に寄与しました。

以上の結果、食肉食材部門の販売数量は、31,831トン(前期比13.2%増)、売上高は、217億88百万円(前期比19.3%増)となりました。



機能性食品原料

売上高
51.41億円
(前期比31.2%増)

機能性食品原料部門においては、プロテイン製品原料の国際価格が、高値圏で推移したことなどにより、国内のプロテインメーカーのなかには買い控えや使用量を調整する動きもみられました。しかしながら、国内のプロテイン市場は、従来のスポーツプロテインに加え、チルド飲料やヨーグルトなど、高たんぱく商品のラインナップが拡充されたことにより、市場拡大の傾向が続きました。

プロテイン関連需要の高まりを背景に、当部門では新規取引の拡大や、プロテインメーカーの新ブランド立ち上げをトータルサポートするなど、従来の営業の枠組みを超えた付加価値の提供に取り組み、取引を拡大しました。その結果、当期の機能性食品原料部門の販売数量は4,199トン(前期比49.6%増)、売上高は51億41百万円(前期比31.2%増)となりました。



アジア事業・その他

売上高
297.95億円
(前期比22.6%増)

アジア地域では中国・香港を除き、乳製品の需要が回復傾向にあり、輸入乳原料の取引数量はコロナ禍以前の水準にまで戻りつつあります。

このようななか、乳原料販売部門（商社）においては、日本国内の脱脂粉乳の過剰在庫問題が解消傾向にあることから、日本向けに粉乳調製品を製造する企業において需要回復の兆しがみえ始めました。現地企業向けでも、各社の業況が回復に向かうなか、インドネシア・フィリピン・シンガポールを中心に新規の取引先を開拓したことや、既存の取引先が求める商品や品質などの要求に柔軟に対応したことで、売上高、販売数量ともに前期を上回ることができました。加えて、当社グループのアジア地域の営業体制を強化し、海外拠点間の連携をさらに強めたことも取引拡大の一因となりました。

以上の結果、アジア事業の乳原料販売部門の販売数量は、39,728トン（前期比6.6%増）、売上高は215億84百万円（前期比14.1%増）となりました。

チーズ製造販売部門（メーカー）においては、中国・タイ向けの販売は低調が続きましたが、マレーシア・シンガポールを中心に、旅行・観光関連消費が下支えとなり、前期から継続して外食向けやベーカリー向けを中心にチーズの需要は回復傾向にあります。

このようななか、当部門においては、現地の日系外食チェーン向けの販売数量が好調に推移しました。耐熱性や伸延性などユーザーごとに求められる品質に応えるプロセスチーズを開発・提案することが拡販に繋がっています。

以上の結果、アジア事業のチーズ製造販売部門の販売数量は、5,422トン（前期比12.3%増）、売上高は55億94百万円（前期比15.9%増）となりました。

以上により、アジア事業・その他の売上高は、297億95百万円（前期比22.6%増）となりました。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は821百万円で、その主な内容はアジア事業におけるシンガポール工場への投資などであります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、2024年3月および8月に取引金融機関7行と総額360億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 財産および損益の状況

		第24期 (2021年11月期)	第25期 (2022年11月期)	第26期 (2023年11月期)	第27期 (当連結会計年度) (2024年11月期)
売上高	(百万円)	110,883	147,423	158,328	170,907
経常利益	(百万円)	2,681	3,134	2,847	4,320
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,959	2,286	2,048	3,146
1株当たり当期純利益	(円)	198.73	231.64	206.46	315.83
総資産	(百万円)	52,899	73,456	72,038	81,435
純資産	(百万円)	19,578	22,481	24,724	27,581
1株当たり純資産	(円)	1,978.42	2,265.51	2,476.38	2,766.36

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第25期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第25期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
LACTO ASIA PTE. LTD.	4,200千 SGD 21,000千 USD	100.0%	乳製品の製造・販売
LACTO ASIA(M) SDN. BHD.	1,000千 MYR	100.0%	乳製品の販売
LACTO USA INC.	1,000千 USD	100.0%	農畜産物の販売
LACTO OCEANIA PTY. LTD.	1,500千 AUD	100.0%	農畜産物の販売
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO., LTD.	205,000千 THB	100.0%	乳製品の製造・販売
LACTO EUROPE B.V.	500千 EUR	100.0%	農畜産物の販売
叻克透商貿(上海)有限公司	3,400千 USD	100.0%	乳製品の販売
LACTO PHILIPPINES INC.	25,000千 PHP	100.0%	乳製品の販売
PT. LACTO TRADING INDONESIA	2,505千 USD	100.0%	乳製品の販売

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記重要な子会社9社を含め10社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

2. 当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは長期ビジョン「LACTO VISION 2032」の達成を目指し、その第一段階である中期経営計画「NEXT-LJ 2025」を推進してまいりました。中期経営計画の2年目である2024年11月期は、国内事業、アジア事業ともに輸入乳製品原料に対する需要が回復に向かったことや、各部門において利益率の高い商品の比率が増加したことに加えて、収益性改善への取り組みの成果が徐々に始まったことなどにより業績は好調に進歩しました。その結果、連結売上高、連結経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新し、中期経営計画の最終年度の利益目標を一年前倒しで達成することができました。

2025年11月期の業績についても前期比で増収増益を目指します。国内の脱脂粉乳在庫の適正化に加え、脂肪系乳原料需要の回復やプロテイン原料需要の高まりを受け、乳製品原料の輸入は本格回復に向かうものと考えております。しかしながら多くの食品企業において引き続き商品価格の値上げが予定されていることから、消費動向は前期より鈍化する懸念もあります。アジアにおいては、乳製品消費の継続的な増加や日本市場向けの乳製品原料需要の回復を見込んでおりますが、シンガポール新工場の建設関連費用の一部について計上を開始する予定です。以上を踏まえて、2025年11月期の通期業績は連結売上高1,800億円、経常利益46億円、親会社株主に帰属する当期純利益は33億円となる見通しです。

各事業部門の対処すべき課題は次のとおりです。

<乳原料・チーズ部門>

世界的なたんぱく需要の増加が見込まれる一方、気候変動や環境規制などの影響による生乳生産量の伸び悩みから、チーズを含む乳製品原料は、将来は、供給不足となることが懸念されています。そのため、乳原料・チーズ部門においては、顧客ニーズにマッチした原料を安定的に確保できる体制を構築することが最も重要な課題といえます。当社グループはすでにサプライソースに強みをもっておりますが、引き続き新規サプライヤーの開拓に注力し、調達体制を強化してまいります。

また、既存サプライヤーとはこれまで以上に連携を強化し、他社では扱えない乳原料の開発などにより、日本における乳製品原料の輸入シェアのさらなる拡大に取り組んでまいります。

<食肉食材部門>

豚肉を中心とした輸入食肉事業については、海外市場における相場高や円安傾向が継続すると想定しており、当面は厳しい事業環境が続く見込みです。さらに、長年日本市場向けの輸出を担ってきた海外の大手食肉メーカーのなかには、製造コストの増加などを理由に工場閉鎖など事業を縮小する動きもみられることから、今後は価格競争力のある原料の調達とともに、物量を安定的に確保することが重要な課題です。

これら課題に対して当部門では、複数の産地動向や外部環境を注視しつつ、引き続き新規サプライヤーの開拓に取り組み、調達リスクの低減に努めてまいります。

また、鶏肉などの食肉加工品以外にも取扱商品の幅を広げることで事業の拡大を目指してまいります。

<機能性食品原料部門>

プロテイン原料は世界的に需要が旺盛であり、国際相場は今後も高値圏で推移することが予想されます。このようななか、当部門では顧客ニーズにマッチした品質や機能性を有するプロテイン原料の安定調達のために、引き続き調達力を強化することが課題です。また、当部門においては、原料の輸入販売の枠組みを超えた付加価値の高いビジネス展開を目指しております。今後はプロテイン原料以外の商品の取り扱いを増やし、サステナブルな商材を含む多様な機能性食品原料を複合的に提案する体制を整えるとともに、ソリューションの幅を広げるために、製品の販路拡大などにも取り組む所存です。

<アジア事業・その他>

(乳原料販売部門)

アジア市場に大きな影響力を持つ中国の景気動向は引き続き懸念材料となっています。当部門としては中国景気の状態を注視しつつ、同国の景気影響が少ない東南アジア各地の需要を開拓することでリスク分散と拡販を実現してまいります。そのために、今後はアジアの各拠点と本社との緊密な連携により販売力の強化と、付加価値を高めたビジネスの展開を目指します。

(チーズ製造販売部門)

現在建設中のシンガポール新工場は2026年11月期上期に移転と稼働開始を予定しております。短期的には、新工場への製造体制の移行に向けて、スムーズに準備を進めることのほか、各種認証の早期取得、製造量確保のための営業活動の強化が当面の課題です。また、中期的には原料サプライヤーの新規開拓を進め、物量の確保と原価低減に努めます。アジアにおいては、今後さらに食の欧米化が進み、乳製品の消費が拡大していくと見込んでいます。当社グループは、チーズの製造能力の拡大と製品の競争力の維持、向上を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

当社グループは、乳原料・チーズ、食肉加工品等の輸入を主とする食品卸売および海外子会社によるチーズの製造・販売を行う食品事業を行っておりますが、事業の内容は以下のとおりであります。

- ① 乳原料・チーズ
主に乳原料およびチーズ等の乳製品の輸入・販売を行っております。
- ② 食肉食材
チルドポーク、フローズンポーク等の豚肉や、鶏肉および鶏肉加工品、生ハム・サラミ等の食肉加工品の輸入・販売を行っております。
- ③ 機能性食品原料
乳由来のプロテイン原料をはじめ、ゼラチン・コラーゲン、植物由来原料などの機能性食品原料を販売しております。
- ④ アジア事業・その他
アジア地域における乳原料の輸入・販売、チーズの製造・販売等を行っております。

(6) 主要な事業所および工場 (2024年11月30日現在)

① 当社

本社	東京都中央区日本橋二丁目11番2号
----	-------------------

② 子会社

LACTO ASIA PTE. LTD.	シンガポール
LACTO ASIA (M) SDN. BHD.	マレーシア
LACTO USA INC.	アメリカ・カリフォルニア州
LACTO OCEANIA PTY. LTD.	オーストラリア・メルボルン
FOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・アユタヤ
LACTO EUROPE B.V.	オランダ・アムステルダム
叻克透商貿(上海)有限公司	中国・上海
LACTO PHILIPPINES INC.	フィリピン
PT. LACTO TRADING INDONESIA	インドネシア

(7) 使用人の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
乳原料・チーズ	77 (-)	6名増 (2名減)
食肉食材	15 (-)	1名増 (-)
機能性食品原料	10 (-)	1名減 (-)
アジア事業・その他	256 (9)	13名増 (8名減)
全社 (共通)	40 (4)	2名増 (4名増)
合 計	398 (13)	21名増 (6名減)

(注) 使用人数は他社への出向者を除いた就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
139 (1) 名	8名増 (1名減)	37歳5か月	8年1か月

(注) 使用人数は他社への出向者を除いた就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	11,250
株式会社みずほ銀行	3,840
株式会社三菱UFJ銀行	3,225
株式会社三井住友銀行	2,857
農林中央金庫	2,285
三井住友信託銀行株式会社	1,450

(注) シンジケートローンは下記によるものであります。

- 株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする、株式会社みずほ銀行ほか5行の協調融資 (残高 11,000百万円)
- 株式会社みずほ銀行を主幹事とする、株式会社三菱UFJ銀行ほか3行の協調融資 (残高 250百万円)

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年11月30日現在)

① 発行可能株式総数

39,116,000株

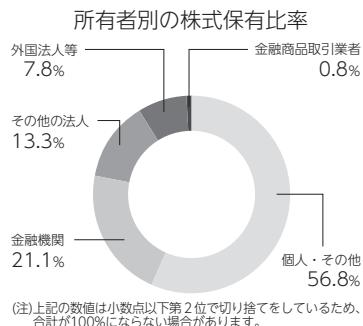
② 発行済株式の総数

10,021,600株

③ 株主数

21,684名

④ 大株主(上位10名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	840,300	8.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	815,800	8.19
八住 繁	281,400	2.82
三浦 元久	266,421	2.67
鎌倉 喜一郎	243,000	2.44
森永乳業株式会社	200,000	2.00
よつ葉乳業株式会社	200,000	2.00
前川 昌之	187,267	1.88
小島 新	174,195	1.74
マリンフード株式会社	167,000	1.67

(注) 1. 持株比率は自己株式 (63,257株) を控除して計算しております。

2. 持株比率は小数点以下第2位で切り捨てて表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く)	11,861	4
社外取締役 (監査等委員である取締役を除く)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の処分

2024年3月14日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分した株式の種類および数 普通株式11,861株

処分価格の総額 27,873,350円

処分の目的 譲渡制限付株式報酬のため

処分した日 2024年4月12日

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権		第3回新株予約権	
発行決議日		2017年2月24日		2018年2月27日	
新株予約権の数		71個		72個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)		普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	14,200株	普通株式 (新株予約権1個につき 200株)	14,400株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)		新株予約権1個当たり (1株当たり)	200円 1円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	200円 1円)
権利行使期間		2017年3月16日から 2047年3月15日まで		2018年3月16日から 2048年3月15日まで	
行使の条件		(注) 1		(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員および 社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	71個 14,200株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	72個 14,400株 1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	一個 一株 一名

(注) 1. 第2回新株予約権

2019年5月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

行使の条件

- (i) 新株予約権者は、当社または子会社の取締役、執行役員、監査役および相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものとする。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (iii) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 第3回新株予約権

2019年5月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

行使の条件

- (i) 新株予約権者は、当社または子会社の取締役、執行役員、監査役および相談役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができるものとする。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (iii) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の氏名等（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	三浦 元久	経営全般、 内部監査室・品質アセスメント室担当
取締役副社長	分銅 健二	社長補佐、管理部門・海外事業管掌、経営戦略 部門担当 兼 コーポレートスタッフ部門長
取締役	阿部 孝史	アジア事業管掌 兼 LACTO ASIA PTE. LTD. 社長
取締役	小島 新	営業管掌
取締役（社外）	池田 泰弘	(株)ニチレイフーズ特別顧問 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	阿部 公昭	
取締役（監査等委員）（社外）	原 直史	(株)オフィスRC副代表
取締役（監査等委員）（社外）	寶賀 寿男	同風会江東法律事務所
取締役（監査等委員）（社外）	坂本 裕子	(株)小森コーポレーション社外監査役 預金保険機構監事 坂本裕子公認会計士事務所所長

- (注) 1. 池田 泰弘、原 直史、寶賀 寿男および坂本 裕子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は取締役池田 泰弘氏、取締役原 直史氏、取締役寶賀 寿男氏および取締役坂本 裕子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の活動の実効性の確保と情報収集力の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ・2024年2月27日開催の第26期定時株主総会における異動
 退任 取締役 前川 昌之氏
5. 取締役（監査等委員）坂本 裕子氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する十分な知見を有しております。
6. 代表取締役社長三浦 元久氏は、2024年12月1日付で取締役会長に就任しております。
7. 取締役小島 新氏は、2024年12月1日付で代表取締役社長に就任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 池田 泰弘氏、ならびに取締役（監査等委員）阿部 公昭氏、原 直史氏、寶賀 寿男氏および坂本 裕子氏の5名との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社子会社の取締役（監査等委員を含む）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております（ただし、独自に役員等賠償責任保険契約を締結している当社子会社は除きます）。

当該保険契約により、被保険者が職務の執行に関し負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟および会社訴訟において発生する損害賠償金および訴訟費用等の損害（ただし、法令に違反することを認識しながら行った行為や犯罪行為に起因する場合等、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます）を補填することとしております。当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の個人別の報酬にかかる決定方針を決議しております。当該決議に際しては、社外取締役を中心に構成された任意の委員会である指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容について、当該決定方針と整合していることおよび指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役報酬制度は、「持続的な企業価値向上を実現するためのインセンティブ」を目的として設計しております。報酬水準については、当社取締役が担うべき職責や業績水準に応じた報酬水準としており、グローバルにビジネスを展開するうえで、競争力のある報酬水準を実現することによって、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織力の向上を図ります。

業務執行を担う社内取締役の報酬については、業績との連動を強化し、単年度のみならず中長期的な企業価値を反映する業績連動報酬を採用することや、金銭報酬のほかに株主価値との連動性をより強化した譲渡制限付株式報酬を設定し、より中長期的な企業価値向上を意識づける構成としています。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、業務執行からの独立性の観点より、基本報酬のみで構成しております。

② 各報酬項目等の方針

a. 基本報酬

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の固定報酬は、役位、職責および管掌範囲を勘案し決定しております。

監査等委員である取締役および社外取締役の固定報酬については、常勤と非常勤の別、社内と社外の別、役割範囲、他社の報酬水準等を勘案し、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて監査等委員会で協議のうえ決定することとしております。

b. 業績連動報酬

短期・中長期の事業成長力および企業価値の成長率を評価するため、業績連動報酬の決定に際しては以下指標を用いて算定し、これらの指標を年1回（2月）勘案し、総合的に判断しております。

- ・短期指標 連結または部門別売上高、部門別販売数量、連結経常利益、連結ROE、連結ROA、その他の業績指標
- ・長期指標 連結売上高・連結経常利益・連結ROEそれぞれの3年平均成長率（CAGR）

当事業年度における指標の実績のうち、連結売上高、連結経常利益の実績につきましては、24ページに記載の(2) 財産および損益の状況をご参照ください。また、部門別売上高、部門別販売数量につきましては、21～23ページに記載の事業部門別売上状況をご参照ください。上記以外の指標実績は以下のとおりです。

連結ROE	12.1%
連結ROA	4.1%
連結売上高 CAGR	107.7%
連結経常利益 CAGR	117.4%
連結ROE CAGR	105.4%

その他の業績指標は、営業利益に準ずる管理会計上の数値であり、部門別に算出しております。

c. 非金銭報酬

中長期的な企業価値の向上を図るためのインセンティブを与えるとともに株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬については、株主総会で決議された額および株数の範囲内において、基本報酬および業績連動報酬の合計に対して上記の指標を勘案して一定の割合を乗じて算定し、取締役会において決定しております。付与される株式数は各年度の所定の日の東京証券取引所における当社株式の終値で除して得られる数です。

d. 報酬等の割合

金銭報酬額における基本報酬および業績連動報酬の割合は役位や職責により定めており、固定報酬は60%～70%、業績連動報酬は30%～40%としております。また、譲渡制限付株式報酬は金銭報酬総額の15%としており、非金銭報酬を含めた報酬額における固定報酬は52%～61%、変動報酬は39%～48%となります。

ロ. 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第23期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）は6名です。また、この報酬等の額と別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬額として、2021年2月25日開催の第23期定時株主総会において、年額150百万円以内として決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）は5名です。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年2月25日開催の第23期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）は4名です。

八. 取締役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	188 (7)	106 (7)	54 (-)	27 (-)	6 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	51 (24)	51 (24)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	239 (31)	157 (31)	54 (-)	27 (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。また当該譲渡制限付株式は、譲渡制限期間を30年間とし、当該譲渡制限期間中に当社または子会社の取締役、執行役員、監査役、従業員等その他準ずる地位のいずれの地位からも任期満了または定年、死亡その他正当な事由により退任または退職した場合には、退任または退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する等の条件が付されております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役池田 泰弘氏は、株式会社ニチレイフーズ特別顧問および伊藤忠テクノソリューションズ株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 (監査等委員) 原 直史氏は、株式会社オフィスRC副代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 (監査等委員) 寶賀 寿男氏は、同風会江東法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役 (監査等委員) 坂本 裕子氏は、株式会社小森コーポレーション社外監査役、預金保険機構監事および坂本裕子公認会計士事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況等
社外取締役 池田 泰弘	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しました。企業経営者としての豊富な経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 原 直史	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しました。大手事業会社における経営幹部としての豊富な業務経験や複数の業界経験に基づき、取締役会において経営全般・方針について適宜、必要な発言を行っております。また、監査等委員会14回中14回に出席し、監査等委員会においては、当社のガバナンス全般について適宜、必要な発言をしております。
社外取締役（監査等委員） 寶賀 寿男	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しました。弁護士としての専門的見地および長年にわたる公務員としての幅広い経験をもとに取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回中14回に出席し、監査等委員会においては当社のコンプライアンスならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 坂本 裕子	当事業年度に開催された取締役会14回中14回に出席しました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回中14回に出席し、監査等委員会においては当社の財務、会計ならびに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の連結子会社であるLACTO ASIA PTE. LTD.およびFOODTECH PRODUCTS (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているERNST & YOUNGの監査を受けております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画および報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額までに限定する契約を締結しております。

⑥ 会計監査人が現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

⑦ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する適切な利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。剰余金の配当につきましては、財務基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、資本の効率的な活用によって中長期的な利益成長を実現し、安定的かつ継続的な配当を実施することを目指します。

2025年11月期の剰余金の配当につきましては、事業成長を通じた利益の蓄積により財務基盤も相応に充実してきたことから、長期の目標としておりました「配当性向30%以上の実現」を前倒しで達成すべく、1株当たりの配当金を、年額100円（うち、中間配当金は50円）とする予定です。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	75,826
現金及び預金	9,076
受取手形及び売掛金	24,028
商品及び製品	40,790
原材料及び貯蔵品	1,329
その他	624
貸倒引当金	△22
固定資産	5,608
有形固定資産	2,502
建物及び構築物	125
機械装置及び運搬具	369
リース資産	1,541
建設仮勘定	448
その他	16
無形固定資産	321
ソフトウェア	92
ソフトウェア仮勘定	228
その他	0
投資その他の資産	2,785
投資有価証券	1,327
繰延税金資産	560
その他	918
貸倒引当金	△22
資産合計	81,435

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	44,455
買掛金	17,212
短期借入金	17,133
コマーシャル・ペーパー	3,000
1年内返済予定の長期借入金	4,492
未払法人税等	1,046
その他	1,571
固定負債	9,398
長期借入金	8,293
繰延税金負債	53
退職給付に係る負債	480
資産除去債務	74
その他	495
負債合計	53,853
純資産の部	
株主資本	24,931
資本金	1,209
資本剰余金	1,209
利益剰余金	22,665
自己株式	△152
その他の包括利益累計額	2,616
その他有価証券評価差額金	373
繰延ヘッジ損益	△36
為替換算調整勘定	2,280
新株予約権	33
純資産合計	27,581
負債純資産合計	81,435

連結損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	170,907
売上原価	160,836
売上総利益	10,071
販売費及び一般管理費	5,616
営業利益	4,455
営業外収益	418
受取利息	83
受取配当金	27
為替差益	251
持分法による投資利益	27
保険返戻金	5
雑収入	23
営業外費用	552
支払利息	305
支払手数料	176
雑損失	70
経常利益	4,320
税金等調整前当期純利益	4,320
法人税、住民税及び事業税	1,403
法人税等調整額	△229
当期純利益	3,146
親会社株主に帰属する当期純利益	3,146

計算書類

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	63,743
現金及び預金	4,738
受取手形	15
売掛金	19,386
商品	38,988
前渡金	174
前払費用	110
関係会社短期貸付金	200
その他	130
貸倒引当金	△1
固定資産	5,707
有形固定資産	65
建物及び附属設備	46
機械及び装置	12
器具及び備品	7
無形固定資産	262
ソフトウェア	33
商標権	0
ソフトウェア仮勘定	228
その他	0
投資その他の資産	5,379
投資有価証券	796
関係会社株式	3,305
出資金	0
長期前払費用	0
繰延税金資産	471
その他	804
貸倒引当金	△0
資産合計	69,451

科目	金額
負債の部	
流動負債	40,804
買掛金	14,796
短期借入金	16,800
コマーシャル・ペーパー	3,000
1年内返済予定の長期借入金	4,492
契約負債	0
未払金	155
未払費用	429
未払法人税等	864
預り金	19
その他	246
固定負債	8,924
長期借入金	8,293
退職給付引当金	479
その他	150
負債合計	49,728
純資産の部	
株主資本	19,432
資本金	1,209
資本剰余金	1,209
資本準備金	1,049
その他資本剰余金	160
利益剰余金	17,166
利益準備金	10
その他利益剰余金	17,156
別途積立金	50
繰越利益剰余金	17,106
自己株式	△152
評価・換算差額等	256
その他有価証券評価差額金	255
繰延ヘッジ損益	0
新株予約権	33
純資産合計	19,722
負債純資産合計	69,451

損益計算書

(2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	139,679
売上原価	132,508
売上総利益	7,171
販売費及び一般管理費	4,116
営業利益	3,055
営業外収益	163
受取利息	4
受取配当金	22
為替差益	120
保険返戻金	5
雑収入	11
営業外費用	496
支払利息	265
支払手数料	176
雑損失	54
経常利益	2,723
税引前当期純利益	2,723
法人税、住民税及び事業税	1,088
法人税等調整額	△223
当期純利益	1,858

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月23日

株式会社ラクト・ジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野口 正 邦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラクト・ジャパンの2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラクト・ジャパン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年1月23日

株式会社ラクト・ジャパン
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野口 正邦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラクト・ジャパンの2023年12月1日から2024年11月30日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月23日

株式会社ラクト・ジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 阿部 公昭 ㊟

監査等委員 原 直史 ㊟

監査等委員 寶賀 寿男 ㊟

監査等委員 坂本 裕子 ㊟

(注) 監査等委員原直史、寶賀寿男及び坂本裕子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」 TEL (03) 3667-1111



交通

東京メトロ
東京メトロ
都営地下鉄

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
東京メトロ日比谷線「人形町駅」
都営浅草線「人形町駅」

4番出口とホテルが直結しております。
A1出口から徒歩約6分
A3出口から徒歩約8分

※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。